

# 令和3年度 防府市議会 議会報告会

## 1 市議会の役割

## 2 議会で協議・審議した主な内容

- ① 総務委員会より
- ② 教育民生委員会より
- ③ 産業建設委員会より
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策について

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は議会報告会を中止しました。



議場コンサート（無観客演奏での録画配信）

防府市議会

令和3年6月

# 1 市議会の役割

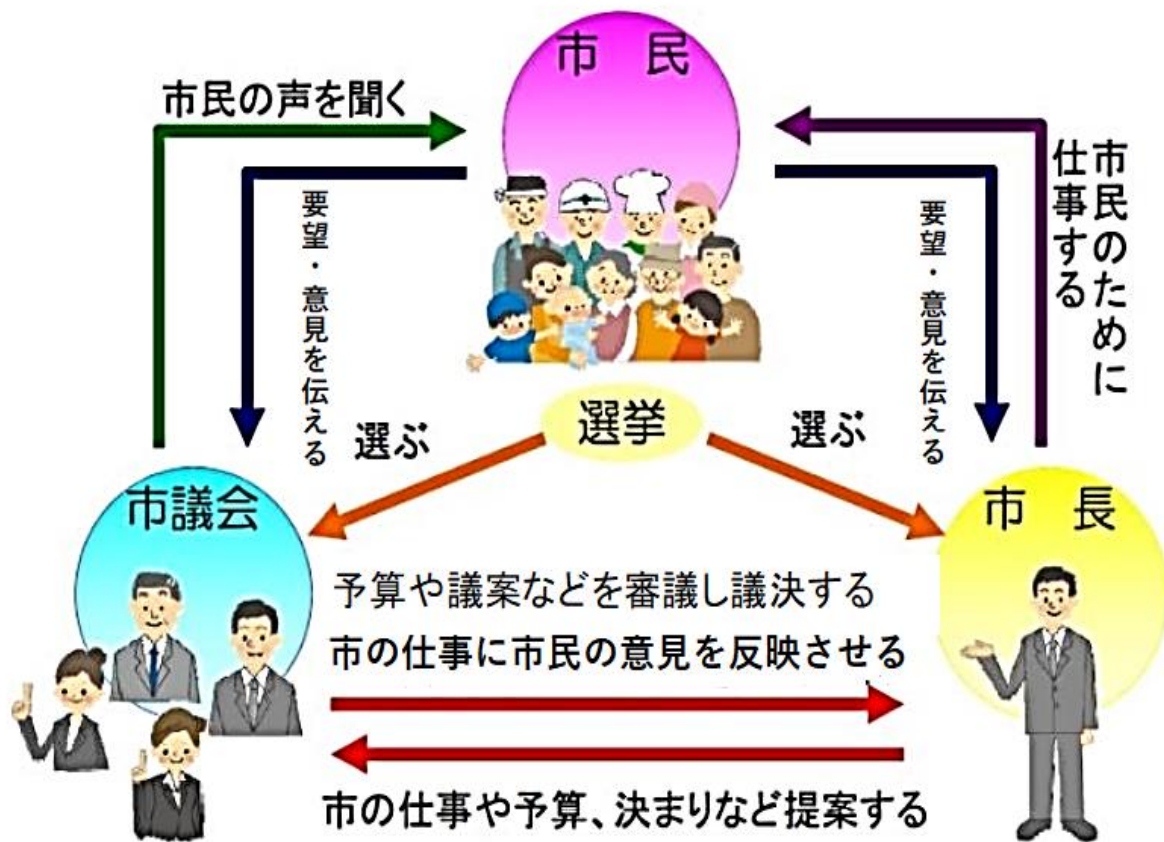
市議会は、市民の代表として市民の声を市政に反映するため、次の役割を担っています。

1. 条例を制定、改正、廃止すること
2. 市の予算を決めること
3. 市の総合計画や基本的な計画などを決めること

また、その他にも、市の仕事が正しく運営されているかどうかをチェックするために、市長や担当部署に状況を聞いたり、問題点を指摘することなどに取り組んでいます。

現在の防府市議会の議員定数は25人、任期は4年です。

## ア 市民と市長と市議会の関係について（二代表制）



|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>市長の権限<br/>※独任制：強大な権限を持つ</p>  | <p>予算調整権<br/>予算提案権<br/>予算執行権<br/>人事権など</p> |
| <p>市議会の権限<br/>※合議制：多様な意見の代表</p> | <p>議決権<br/>同意権<br/>調査権など</p>               |

## イ 市議会で行われている会議について

- 本会議・・・条例改正などの議案や予算案を審議し、議決を行うことによって議会の意思表明を行います。また、一般質問が行われ、市民の声を行政に伝えたり、市政の課題・問題を指摘したりします。
- 常任委員会・・・本会議で提案された議案の中でより詳しく審査すべきものについて、専門的に調査・議論を行うために開催します。また、各委員会の調査事項に基づいて開催することもあります。

| 委員会名    | 定数  | 担当分野                     |
|---------|-----|--------------------------|
| 総務委員会   | 8人  | 防災・税務・財政・観光・文化・スポーツ・消防など |
| 教育民生委員会 | 9人  | 環境・健康・福祉・教育・文化財・戸籍など     |
| 産業建設委員会 | 8人  | 産業・土木・建築・上下水道・競争など       |
| 予算委員会   | 24人 | 一般会計予算                   |

- 特別委員会・・・必要に応じて、特別に設置する委員会です。現在、「デジタル推進調査特別委員会」と「総合交通体系調査特別委員会」を設置しています。

\*これらの会議は原則として全て公開していますので、どなたでも傍聴することができます。

## ウ 防府市議会の市民参画に向けた取組について

前ページの「ア 市民と市長と市議会の関係について」で図解した仕組みのとおり、多くの市民の声を市政に反映するため、より開かれた議会を目指して、様々な取組を行っています。

### ■議会の情報発信

- ・本会議のインターネット中継、録画映像配信
- ・議会だよりの発行
- ・ホームページでの会議録検索・閲覧サービスの提供
- ・議会報告会の開催
- ・防府市メールサービスによる議会開催情報の発信
- ・手話通訳による傍聴（傍聴希望日の7日前までにお申し込みください。）

### ■市民の声を聞くための取組

- ・議会意見箱（本会議などを傍聴していただき、皆さんからのご意見を今後の議会活動に反映させるため、議会棟に設置しています。）
  - ・議会モニター制度（委嘱モニターさんから議会運営・広報についてのご意見・ご提案をいただいています。）
  - ・議会懇談会（市民団体や市民グループからの要望・市政の課題などについて、意見交換の場を設けています。）\*10ページに懇談会申込書あり。
  - ・議会報告会（年1回以上各地域において、議会活動の報告、要望聴取や意見交換を行っています。）
- \*11ページに令和2年度の議会改革の一覧表を掲載しています。

## 2 議会で協議・審議した主な内容

### ① 総務委員会より

#### ア 新庁舎建設事業について（解体工事）

令和3年度は、新庁舎建設予定地となっている市庁舎2・3号館等の解体工事を行うほか、新庁舎建設本体工事の着手に向け工事発注等の必要な準備を進めます。

##### ■委員会での質疑内容

問：発掘調査の進捗状況と解体スケジュールは、どのようになっているのか？

答：発掘調査は令和2年度中に完了予定です。解体工事のスケジュールは、工事費が1億5千万円を超える工事となるため、令和3年6月議会に工事契約の議案を上程し、議決後、すぐに工事に取りかかることとしています。予定では、令和4年2月頃までかかる見込みです。  
\*現在発掘調査は、その後の進捗により、事業の一部を令和3年度に繰り越しています。

※令和2年度中に実施設計を行ったことで財政措置のある有利な地方債の活用が可能となりました。

「最新の設備と防災拠点機能を備えた新庁舎」 ▶ 令和6年度供用開始



災害対応を含む  
市民生活の安全・安心

#### イ 高齢者への防災ラジオ緊急配備事業について

的確な避難行動につながるよう、75歳以上の高齢者のいる全ての世帯に緊急告知防災ラジオを配備することとし、必要な世帯へラジオを無償配付します。

##### ■委員会での質疑内容

問：ラジオを無償配付するのは、令和3年度のみでの事業か？

答：令和4年度以降も、継続していきたいと考えています。



緊急告知防災ラジオ

問：防府市防災士等連絡協議会と連携した、きめ細かな啓発とは、どのような内容か？

答：ラジオの設置の仕方が分からないなどの相談があった際に、防災士の方に設置のため自宅を訪問していただき、防災情報などをお伝えしながら、きめ細かに対応したいと考えています。



## ② 教育民生委員会より

### ア 情報公開条例の一部改正について

改正の内容は、①公文書の公開を請求できる者を「何人も」に拡大、②公文書の公開義務を定める、③非公開情報の要件の明確化を図る、などです。令和3年4月1日から施行されます。

### イ 犬猫不妊去勢手術費補助金について

飼育する犬・猫及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施した場合、費用の一部を補助します。（1年度1世帯につき1回限り、上限3千円）

#### ■委員会での質疑内容

問：補助金額の見直しをしないのか？

答：他市と比較して遜色ない金額であり、現行のままで進めます。

要望：ペットブームで増えており、近隣に対する危害や迷惑などの抑制にもなるので、補助金額の見直しを検討してほしい。



### ウ 子どもの誕生・成長サポート事業について

新たに、子どもの誕生応援として、すべての子どもの誕生のお祝いにお旬の地元食材などをお贈りします。米・野菜・魚等。（計1万円相当）

#### ■委員会での質疑内容

問：出生のお祝いであれば、地元食材ではなく、肌着や商品券などとするべきでは？

答：地元食材をお届けする令和2年度の妊産婦健康サポート事業が好評

であり、出産後も外出が難しい時期でもあるため、引き続き地元食材をお届けするものです。



### エ 公民館・学供管理業務について

旧防府商参会館を解体し、松崎公民館の駐車場を整備する予算が計上されています。

#### ■委員会での質疑内容

問：NPO法人から、<sup>ひきや</sup>曳家による保存活用の要望書が出ており、どう考えているか？

答：地域からは、駐車場整備の要望を頂いており、曳家とした場合には駐車場の台数が少なくなるため、建物を解体して敷地全体を駐車場にしたいと考えています。

問：保存又は保管する価値のあるものは、何らかの形で残せないのか？

答：当会館に関する記録や写真等を残したいと考えています。



### ③ 産業建設委員会より

#### ア ため池防災減災対策事業について

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、対策が必要なため池の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>を実施するとともに、切開工事、計画策定等を行います。



##### ■委員会での質疑内容

問：ため池浚渫等緊急対策事業に係る財政措置はあるのか？

答：緊急浚渫推進事業債で行い、起債充当率100%、交付税措置率70%となっています。

#### イ 水稻農家防除対策支援事業について



令和2年、トビイロウンカにより大きな被害を受けた水稻農家の生産意欲向上を図るため、令和3年産米の種子購入費用の支援(令和2年度補正予算対応)に加え、適切な防除対策を実施して作付けをする水稻農家を支援します。

##### ■委員会での質疑内容

問：水稻の対象品種、面積の確認方法及び補助金の交付までの流れは？

答：対象品種は、主食用米に加え、飼料用米や酒米など、水稻すべてを対象とし、面積の確認は農家水田基本台帳をもとに行います。また、補助金の交付は、JA山口県に申請書の配布、とりまとめ業務を委託し、その後、市から直接補助金を振り込みます。

#### ウ 企業誘致推進事業について

市内への本社機能の移転を促進するため、市外から本社機能を移転する企業に対し、雇用奨励金を交付します。



##### ■委員会での質疑内容

問：本社機能の移転の見通しはあるのか？

答：現在のところ予定はありませんが、しっかりと周知に努めます。

#### エ 競輪場管理費について



##### ■委員会での質疑内容

問：競輪場の施設整備について、今後の全体的な計画は？

答：改修のスケジュールは、令和3年度から令和4年度にかけて基本設計及び実施計画を行い、令和4年度の秋頃から解体に着手し、令和6年度の夏頃をめぐりにメインスタンドの完成を目指します。

## ④ 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な質疑

### ア 令和2年5月臨時議会

#### ■特別定額給付金について（全ての市民の皆さんに1人当たり10万円を支給）

問：特別定額給付金を早く確実に市民に支給しなければならない。またDV被害者は、避難先の自治体へ申出書を提出すれば、世帯主でなくても受給することができる。申出期間の4月30日を過ぎて申出書を提出することができるなど、さらなる周知が必要ではないか？

答：4月27日に特別定額給付金室を設置し鋭意準備を進めています。5月下旬には申請書の発送を開始したいと考えています。DV被害者の方については、申出書の提出期間など、確実に情報をお伝えすることができるよう検討します。

#### ■学校休業の長期化への対応について

問：学校の休業が長引き、学習の遅れや心身の不安へのサポートにどう取り組むのか？

答：学習面での補充は、夏休み等を使っていきます。子ども達の不安に対しては、スクールカウンセラーの派遣なども行っていきます。

#### ■事業継続緊急支援給付金について（事業継続を支えるため、1事業者に20万円を支給）

問：対象が飲食業、観光関連業、理美容業等とされている。広く業種に目を向けて拡充もお願いしたい。

答：しっかり現状を見ながら、対応していきたいと思います。

### イ 令和2年6月定例議会

#### ■自治会の衛生対策について（衛生対策促進として、自治会ごとに一律10万円を支給）

問：自治会により会員数が異なるが、なぜ一律なのか？

答：世帯数、会員数ではなく、各自治会で必要なものがあるのではと考えています。マスク、ハンドソープ、ペーパータオル、アルコール消毒液など、幅広く衛生対策に取り組んでいただきたいと考えています。

問：非接触型の体温計など共同購入するようなものを斡旋する考えはないのか？

答：それぞれ必要なものを自治会で購入していただければと考えています。

#### ■地域産業促進事業費補助金について（感染防止対策等に取り組む全ての業種の事業者を支援）

問：補助対象となるのは、補正予算議決後に感染防止対策を実施したものに限定するということであったが、既に営業を再開するためにアクリル板や空気清浄機等の対策を講じた事業者からは、遡って対象にできないかとの声がある。

答：先に開催された予算委員会では、議決後に実施したものを対象とする旨答弁しましたが、その後、検討した結果、遡って対象とすることとしました。

問：農業者や漁業者も補助対象だが申請手続きの強化を。

答：経営計画を提出していただき、審査委員会で審査をした上で、今後の発展が見込まれるものについて採択するという流れになります。農業者や漁業者の方には、経営の専門指導員のような方々のアドバイスを受けながら、経営計画を作成していただきたいと考えています。

## ウ 令和2年9月定例議会

### ■多子世帯応援給付金支給事業について

(小・中学校に入学する予定の第3子以降の児童・生徒がいる世帯に1人当たり5万円分の商品券を配付)

問：商品券の配付時期は今後も入学前とするのか？

答：入学前に出費がかさむという声に応え、コロナ禍での地域経済の活性化を図るため、令和3年度は入学前に配付し、次年度以降は市民の意見を伺いながら対応していきます。

### ■意見書を国に提出

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方自治体では、今後厳しい財政状況となることが予想されるため、地方交付税などの一般財源総額を確保すること等を求める内容の意見書を提出を国に提出しました。

## エ 令和2年12月定例議会

### ■観光PR動画制作事業について

問：コロナの第3波を受け、政府もGoToトラベルを一時停止し、感染対策に力を入れる状況の中で、観光PR動画制作のための予算が計上されているのはなぜか？

答：観光需要が回復する場合と、反対に移動の自粛が継続する場合の両方を想定し動画を制作します。移動の自粛が継続された場合、巣ごもりをしている方の動画視聴がかなり伸びることは明らかになっており、PRに適していると考えています。

### ■プレミアム付商品券について

問：感染症防止対策の取組を実施している店舗で利用可能となっているが、具体的な基準は？

答：飲食店については、県の新型コロナウイルス対策取組宣言における対策の取組をポスターで掲示している店舗、小売業については、防府商工会議所独自の営業ガイドラインである「幸せます いらっしやいませ宣言」を実施されている店舗など、各業界団体のガイドラインに沿って十分な対策を実施している店舗を基準とします。



■ワクチンの接種について

問：副反応、アナフィラキシーショックへの対応は、集団接種の会場で大丈夫か？

答：接種会場で、副反応を抑えるために必要な医薬品を医師会と協議し、準備します。

問：ワクチン接種による障害や後遺症が生じた場合の救済措置はあるのか？

答：ワクチン接種によって健康被害が生じ、治療が必要になり障害が残った場合は、予防接種法に基づく「予防接種後健康被害救済制度」の救済を受けることができます。



問：高齢者だけの世帯、認知症の方への対応はどのようにするのか？

答：ワクチン接種の本人の意思確認は、家族や医師の協力を得て進めていきます。

問：高齢者施設の接種で、介護従事者についてはどうなるのか？

答：入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも認められていますが、ワクチンの流通単位の点から効率的に行うようになります。

問：相談体制はどうなっているのか？

答：接種の相談や予約を受けるコールセンターは、市職員5名、パート10名の15名体制で、土日も含め午前9時から午後5時まで対応します。ワクチン接種後の副反応など、専門的な相談窓口は、県が開設します。

問：優先接種の対象となる基礎疾患は、自己申告でよいのか？

答：予診票による、自己申告になります。



問：集団接種が受けられなかった方は、かかりつけ医など、個別接種で受けられるのか？

答：個別接種になり、その対応を医師会と調整したいと考えています。

\*防府市議会では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う諸問題の解決のための方策を、定例議会と2回開かれた臨時議会の中で、慎重に審議してまいりました。

市民からの声を執行部に伝えることにより、政策の改善につながったものもあります。

ここに掲載しているものは、多くの議論の中から一部を抜粋したものになります。

# 議会懇談会の申込みを受け付けています

防府市議会では、市政や市議会に関すること、市の重要な事項に関することについて、市内で事業活動その他の活動を行う団体や10人以上の市民グループと意見交換をし、その結果を政策提言に反映させるため、議会懇談会を行います。

|        |  |
|--------|--|
| 利用できる方 | 市内で事業活動その他活動を行う団体<br>10人以上の市民グループ  |
| テーマ    | テーマは1件とし、次のいずれかに該当するものとします。<br>(1) 市政に関すること<br>(2) 市議会に関すること<br>(3) その他、市の重要な事項に関すること  |
| 開催方法   | 開催の申込みがあった場合、懇談会の日程及び会場については、団体等の代表者と委員長において協議し、決定します。<br>テーマによって、議会運営委員会、常任委員会（総務、教育民生、産業建設）及び特別委員会（総合交通体系調査、デジタル推進調査）のいずれかの該当する委員会が担当します。<br>懇談会の時間は2時間程度とします。 |
| 申込方法   | 所定の申込書により、議会事務局まで持参、郵便、ファックス、メールのいずれかの方法でお申込みください。   |

## 申込み・問合せ

防府市議会事務局

住所：防府市寿町7番1号

電話：0835-25-2182

FAX：0835-25-8179

E-mail：gikai@city.hofu.yamaguchi.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

防府市議会懇談会申込書

年 月 日

防府市議会議長 様

団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、防府市議会懇談会実施要綱第2条第1項の規定により議会懇談会を申込みます。

記

|             |                           |                    |
|-------------|---------------------------|--------------------|
| 会議の<br>テーマ  | テーマ;                      |                    |
|             | (補足説明)                    |                    |
|             |                           |                    |
|             |                           |                    |
|             |                           |                    |
|             |                           |                    |
|             |                           |                    |
| 希望日時        | 第1希望                      | 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 |
|             | 第2希望                      | 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 |
|             | 第3希望                      | 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 |
| 参加予定<br>人 数 | 人                         |                    |
| 会場          | ※議会棟以外の場所を希望の場合に記入してください。 |                    |
| 備考          |                           |                    |

防府市議会は、市長その他の執行機関を監視・けん制するだけでなく、政策提言・立案機能や調整能力を高め「幅広く市民の意思を反映する」という議会の役割を果たすため、「市民に開かれた議会」・「市民と協働する議会」を目指しています。

議会自らが不断の改革を続けることで、市民から信頼され、市民の幸せを実現する議会となることを決意し、平成22年に「防府市議会基本条例」を制定しました。

ここでは、議会基本条例に基づく改革の一覧を掲載しています。

## 議会基本条例に基づく議会改革 一覧表

令和3年3月

| No. | 該当条文 | 項目                   | 進捗状況又は実績  |
|-----|------|----------------------|---|
| 1   | 第7条  | 議会報告会<br>議会概要報告会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は開催中止。資料のみ作成し、地域自治会連合会長、自治会長・町内会長に配付、議会ホームページに掲載</li> <li>・議会概要報告会も令和2年度は開催なし</li> </ul>  |
| 2   | 第7条  | 議案に対する賛否の公表          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録、議会ホームページ及び議会だよりに掲載（平成23年3月議会から）</li> </ul>  |
| 3   | 第7条  | インターネット中継<br>メールサービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問をライブ及び録画中継（平成23年6月議会から）全ての本会議に拡大（平成24年6月議会から）</li> <li>・防府市メールサービスの項目に「議会情報」を追加し、情報配信（平成30年4月から）</li> </ul> |
| 4   | 第9条  | 議会懇談会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体、市民から申込みによる懇談会（令和2年度は申込みなし）</li> <li>・議会が出向き実施する懇談会もできるようにしている</li> </ul>                                   |
| 5   | 第10条 | 質問席の設置               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問席を新たに設け、一般質問において執行部と対面で実施（平成23年6月議会から）</li> </ul>   |
| 6   | 第12条 | 決算資料                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算の成果報告書の記述をより詳細にするよう求める（平成24年度決算から）（委託先の業者名、事業箇所、内訳、歳入、財政分析など）</li> </ul>                                      |
| 7   | 第12条 | 予算参考資料               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算参考資料は事業別の説明書とし、財源等の記載を求める（平成24年度予算から）</li> </ul>  |
| 8   | —    | 予算委員会の設置             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算は、議長を除く全議員を構成員とする予算常任委員会を設置（平成24年6月議会から）</li> </ul>   |
| 9   | 第14条 | 議員間討議                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の審議を深めるため、議員間で議論（委員会で実施）</li> </ul>   |



| No. | 該当条文 | 項目        | 進捗状況又は実績   |
|-----|------|-----------|--|
| 10  | 第18条 | 政務活動費     | ・平成29年度以降の収支報告書(領収書含む)を情報公開請求制度によらず、誰でも閲覧可能(平成30年6月から) |
| 11  | 第19条 | 議会改革推進協議会 | ・議会改革を継続的に取り組む組織として開催(令和2年度12回)                        |
| 12  | 第21条 | 議員研修会     | ・元廿日市市副市長 川本達志氏をお招きし「withコロナと自治体財政」と題する講演会を実施(令和3年2月)  |
| 13  | 第27条 | 政治倫理      | ・議員政治倫理条例を改正し、誓約書の提出を義務化(令和2年3月議会)                     |
| 14  | 第31条 | 条例の見直し    | ・議会基本条例の改正(平成24年3月議会・平成28年3月議会・令和2年3月議会)               |

#### その他

|          |  |
|----------|--|
| 視察受け入れ   | ・議会改革に関する他市議会からの視察受け入れ(令和2年度は受け入れなし)   |
| 議場コンサート  | ・議場で防府音楽祭・オープニング街角コンサートを開催(平成25年度から)令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場での無観客演奏の録画による動画配信を実施(再生回数(約2か月間)929回) |
| 手話通訳     | ・本会議での手話通訳を希望される方へ対応するため、議会手話通訳実施要綱を制定(平成30年6月議会から)<br>・令和2年9月議会 一般質問にて実施                            |
| 意見箱の設置   | ・広聴機能の充実・強化を図るため、議会意見箱設置要綱を制定し、議会棟1階及び3階傍聴席へ意見箱を設置(平成30年4月から)  |
| 欠席事由の明文化 | ・標準市議会会議規則の改正に伴い、女性議員の産休期間の明記、議員の本会議や委員会への欠席事由での「育児」「看護」「介護」などを明文化(令和3年4月から)                         |
| 押印の廃止    | ・議会の押印を求める手続きの見直しを行い、関係条例、要綱の改正を行う(令和3年4月から)   |